

環境影響評価法の一部を改正する法律の概要

法改正の必要性

- 環境影響評価法は、大規模かつ国が一定の関与を行う事業(例:道路、ダム、飛行場等)の実施前に、事業者自らが環境への影響を調査・予測・評価することにより、より環境に配慮した事業の実施を確保するもの。
- 法施行後10年が経過し、社会状況の変化や法の運用実態から明らかになった課題に対応することが必要。

環境影響評価を巡る状況変化・課題

対象事業

- ・補助金が交付金化されることにより、これまで対象だった事業が対象外となる可能性
- ・風力発電事業の大幅な増加、騒音等への苦情・鳥類への被害(自主アセスでは住民参加が不十分との指摘)

戦略的環境アセスメント

- ・事業実施段階では枠組が全て決定されていて、柔軟な環境保全の視点が困難な場合がある
(例えば、より有効な生物多様性保全策が選択される可能性が低くなるとの指摘)

方法書・準備書段階

- ・方法書の分量が多く、専門的
(例えば、コミュニケーション不足との指摘)
- ・方法書段階で環境大臣の意見提出の仕組みがない
- ・行政手続電子化の進展
- ・地方分権の進展、都道府県も市も条例を有する場合に審査スケジュールが困難

評価書段階

- ・事業の許認可権者が自治体の場合、環境大臣の意見提出の仕組みがない(例えば、公有水面埋立事業で、アセスが不十分との指摘)
- ・環境大臣意見形成過程の透明性確保

事後調査

- ・報告・公表の仕組みがなく、事後調査等の状況を住民や行政が確認できない
(例えば、移植の失敗等が確認できず、生物多様性保全が確保できないとの指摘)

改正事項

◎交付金事業を対象事業に追加
(政令改正:風力発電所を追加)

◎計画段階配慮事項(戦略的環境アセスメント)の手続の新設
事業の検討段階において環境影響評価を実施

◎方法書段階における説明会の開催を義務化
◎評価項目等の選定段階における環境大臣の技術的助言を規定

◎電子縦覧の義務化
◎政令で定める市から事業者への直接の意見提出

◎許認可権者である地方自治体の長が意見を述べる際に、環境大臣に助言を求めるよう努力

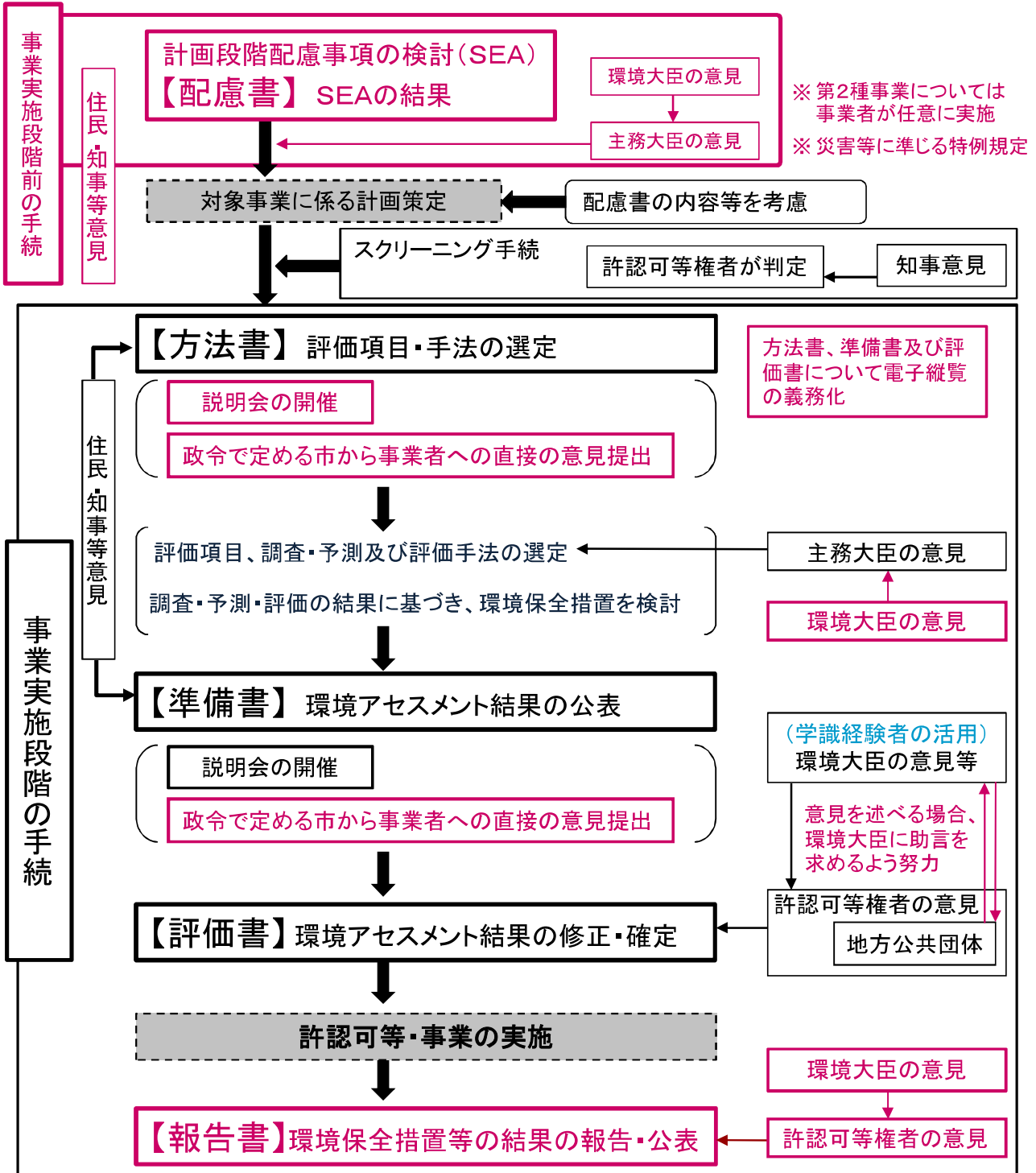
(下位法令で環境大臣意見に係る学識経験者の活用について措置)

◎環境保全措置等の結果の報告・公表(評価書に盛り込まれた調査事項等に関する事業着手後の状況の公表等)

環境影響評価法 改正後のフロー(赤字・赤矢印が法改正事項)

対象事業

交付金事業を対象事業に追加 (政令改正: 風力発電所を追加)



※ 配慮書、報告書に関する改正事項: 公布後2年以内に施行
 上記以外に関する改正事項: 公布後1年以内に施行